

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月27日
【会社名】	株式会社CAC Holdings
【英訳名】	CAC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒匂 明彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03(6667)8010
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 堀内 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
【電話番号】	03(6667)8010
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 堀内 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 123,486,540円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	89,483株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記発行数は、2019年3月27日の、会社法第370条及び定款第25条に基づく取締役会の書面決議による、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に係る募集株式数89,483株であります。

#### 2. 募募集の目的及び理由

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社グループの企業価値向上を達成するためには、当社子会社の取締役、当社及び当社子会社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員においても、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することが重要と考え、対象取締役と同様の制度を導入することと致しました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、2019年3月27日の取締役会の書面決議に基き、割当予定先である対象取締役、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び従業員（以下「対象者」と総称します。）に対して、本制度に基づき、当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権または金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分されるものです。

当社は、対象者との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

#### <本割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社取締役：2019年4月26日～2022年4月25日

当社従業員並びに当社子会社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員：2019年7月26日～2022年7月25日

##### (2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

##### (3) 譲渡制限期間中に、任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

###### 譲渡制限の解除時期

・死亡による退任又は退職の場合

対象者の死亡後、当社の取締役会が別途決定した時点

・任期満了又は定年による退任又は退職の場合

対象者の退任又は退職直後の時点

###### 譲渡制限の解除対象となる株式数

当該退任又は退職した時点において対象者が保有する本割当株式の数に、対象者の譲渡制限期間に係る在任又は在職期間（月単位）を（1）の譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

##### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

##### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意

するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を(1)の譲渡制限期間に係る月数で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	89,483株	123,486,540	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	89,483株	123,486,540	-

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式割当契約に基づく対象者に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位：円)	割当株数	払込金額	内容
当社取締役：2名	16,394株	22,623,720	2019年度分
当社子会社取締役：14名	16,661株	22,992,180	2019年度分
当社執行役員及び従業員：7名	20,005株	27,606,900	2019年度分
当社子会社執行役員及び従業員：47名	36,423株	50,263,740	2019年度分

社外取締役及び非居住者である対象者を除く

### (2)【募集の条件】

(対象取締役、当社執行役員及び当社子会社取締役)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,380	-	1株	2019年4月16日 ~2019年4月19日	-	2019年4月26日

(当社の従業員並びに当社子会社の執行役員及び従業員)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
---------	----------	--------	------	----------	------

1,380	-	1株	2019年4月16日 ~2019年7月25日	-	2019年7月26日
-------	---	----	---------------------------	---	------------

- (注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式割当契約に基づき、対象者に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社CAC Holdings 経営管理部	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	280,800	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

### (2) 【手取金の使途】

当社は、2019年3月27日の取締役会において、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、対象者に対して譲渡制限付株式を付与することを決議しました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数300万株、取得価額の総額30億円をそれぞれ上限とし、取得期間を2019年3月28日から2019年12月31日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、2019年3月27日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、2019年3月27日の終値で、2019年3月28日午前8時45分に当社普通株式259,000株(上限)の買付の委託を行う事を決議しております。また、2019年2月14日の取締役会で決議された取得枠から上記の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限に市場買付を行うことを決議しております。また、2019年4月11日から2019年4月15日の期間においては、自己株式の買付は行わないこととしております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の第52期有価証券報告書及び第53期第3四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本届出書提出日(2019年3月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更及び追加事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第52期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年3月27日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

2018年3月30日 関東財務局長に提出の臨時報告書

#### 1 提出理由

2018年3月27日の当社第52回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2018年3月27日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 18円 総額331,834,626円

ロ 効力発生日

2018年3月28日

###### 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、島田俊夫、酒匂明彦、西森良太、チェン・ピン、メヘタ・マルコム、廣瀬通孝、黒田由貴子の7氏を再任し、新たに森時彦氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	141,184	226	163	(注)1	可決 (99.73)
第2号議案 取締役8名選任の件				(注)2	
島田 俊夫	126,487	14,989	163		可決 (89.30)
酒匂 明彦	130,331	11,146	163		可決 (92.02)
西森 良太	131,410	10,067	163		可決 (92.78)
チェン・ピン	131,556	9,921	163		可決 (92.88)
メヘタ・マルコム	131,538	9,939	163		可決 (92.87)
廣瀬 通孝	130,679	10,798	163		可決 (92.26)
黒田 由貴子	128,179	13,298	163		可決 (90.50)
森 時彦	139,192	2,285	163		可決 (98.27)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2018年12月27日 関東財務局長に提出の臨時報告書

## 1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2018年12月25日

(2) 当該事象の内容

当社連結子会社である株式会社シーエーシーが保有する業務パッケージソフトウェアについて、収益性低下に伴う減損損失を、2018年12月期第4四半期の連結決算に特別損失として計上するものであります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2018年12月期第4四半期の連結決算において、収益性低下に伴う減損損失として2,035百万円(概算)を特別損失に計上いたします。

2018年12月27日 関東財務局長に提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生年月日

2018年12月19日～2018年12月25日

### (2) 当該事象の内容

当社が保有する投資有価証券の一部(18銘柄)売却により発生した投資有価証券売却益を、2018年12月期第4四半期の個別決算及び連結決算に特別利益として計上するものであります。

### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2018年12月期第4四半期の個別決算及び連結決算において、「投資有価証券売却益」として3,084百万円(概算)を特別利益に計上いたします。



## 3. 最近の業績の概要について

2019年2月14日開催の取締役会において決議された第53期(自2018年1月1日至2018年12月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。ただし、この連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

## (1) 連結貸借対照表

## 連結財務諸表及び主な注記

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	8,551	9,387
受取手形及び売掛金	10,440	8,605
有価証券	1,500	3,799
商品	641	223
仕掛品	527	577
貯蔵品	23	11
前払費用	903	823
繰延税金資産	231	309
その他	1,504	858
貸倒引当金	239	323
<b>流動資産合計</b>	<b>24,084</b>	<b>24,273</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	620	567
機械装置及び運搬具	29	19
土地	124	124
その他	617	516
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,392</b>	<b>1,228</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	2,749	622
のれん	1,054	903
その他	67	51
<b>無形固定資産合計</b>	<b>3,871</b>	<b>1,577</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	20,788	17,222
長期貸付金	253	243
長期前払費用	237	309
差入保証金	774	663
繰延税金資産	1,519	646
その他	1,347	1,276
貸倒引当金	142	265
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>24,777</b>	<b>20,097</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>30,041</b>	<b>22,903</b>
<b>資産合計</b>	<b>54,125</b>	<b>47,176</b>

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,431	2,928
短期借入金	2,794	1,997
1年内返済予定の長期借入金	62	37
リース債務	148	146
未払費用	1,547	1,440
未払法人税等	371	1,528
未払消費税等	369	437
賞与引当金	322	330
受注損失引当金	17	30
その他	2,056	1,884
流動負債合計	11,120	10,760
固定負債		
長期借入金	2,084	2,016
リース債務	330	282
役員退職慰労引当金	24	27
退職給付に係る負債	3,488	3,746
繰延税金負債	4,528	1,332
その他	119	153
固定負債合計	10,576	7,558
負債合計	21,696	18,319
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,702	3,702
資本剰余金	3,725	3,725
利益剰余金	16,773	16,474
自己株式	2,909	1,972
株主資本合計	21,291	21,929
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,004	6,280
為替換算調整勘定	55	72
退職給付に係る調整累計額	474	15
その他の包括利益累計額合計	10,423	6,223
非支配株主持分	713	704
純資産合計	32,429	28,857
負債純資産合計	54,125	47,176

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
売上高	53,268	49,906
売上原価	42,996	39,425
売上総利益	10,272	10,481
販売費及び一般管理費	9,573	9,054
営業利益	698	1,426
営業外収益		
受取利息	25	44
受取配当金	260	228
持分法による投資利益	4	4
その他	150	129
営業外収益合計	441	406
営業外費用		
支払利息	301	258
投資事業組合運用損	38	97
コミットメントフィー	23	4
為替差損	11	76
その他	47	29
営業外費用合計	422	465
経常利益	717	1,368
特別利益		
投資有価証券売却益	1,748	3,479
関係会社株式売却益	1,177	-
固定資産売却益	23	-
特別利益合計	2,949	3,479
特別損失		
投資有価証券売却損	15	0
貸倒引当金繰入額	120	122
減損損失	1,288	2,131
事業整理損	117	157
和解金	-	66
その他	3	18
特別損失合計	1,545	2,496
税金等調整前当期純利益	2,122	2,351
法人税、住民税及び事業税	808	1,609
法人税等調整額	66	585
法人税等合計	875	1,023
当期純利益	1,246	1,327
非支配株主に帰属する当期純利益	146	7
親会社株主に帰属する当期純利益	1,100	1,319

## 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益	1,246	1,327
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,134	3,723
為替換算調整勘定	244	22
退職給付に係る調整額	305	459
その他の包括利益合計	4,684	4,205
包括利益	5,931	2,878
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,738	2,880
非支配株主に係る包括利益	192	2

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,702	3,725	16,373	2,909	20,892
当期変動額					
剰余金の配当			700		700
親会社株主に帰属する当期純利益			1,100		1,100
自己株式の取得					-
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	399	-	399
当期末残高	3,702	3,725	16,773	2,909	21,291

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,869	253	169	5,785	1,005	27,683
当期変動額						
剰余金の配当						700
親会社株主に帰属する当期純利益						1,100
自己株式の取得						-
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,134	197	305	4,638	292	4,345
当期変動額合計	4,134	197	305	4,638	292	4,745
当期末残高	10,004	55	474	10,423	713	32,429

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,702	3,725	16,773	2,909	21,291
当期変動額					
剰余金の配当			682		682
親会社株主に帰属する当期純利益			1,319		1,319
自己株式の取得				0	0
自己株式の消却			936	936	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	299	936	637
当期末残高	3,702	3,725	16,474	1,972	21,929

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,004	55	474	10,423	713	32,429
当期変動額						
剰余金の配当						682
親会社株主に帰属する当期純利益						1,319
自己株式の取得						0
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,723	17	459	4,200	9	4,209
当期変動額合計	3,723	17	459	4,200	9	3,571
当期末残高	6,280	72	15	6,223	704	28,857

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,122	2,351
減価償却費	820	766
のれん償却額	196	150
持分法による投資損益(は益)	4	4
投資事業組合運用損益(は益)	38	97
減損損失	1,288	2,131
事業整理損	117	157
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	480	270
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	46	3
賞与引当金の増減額(は減少)	12	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	223	234
受取利息及び受取配当金	286	272
支払利息	301	258
有形固定資産売却損益(は益)	23	-
投資有価証券売却損益(は益)	1,732	3,479
関係会社株式売却損益(は益)	1,177	-
売上債権の増減額(は増加)	823	1,521
たな卸資産の増減額(は増加)	345	164
その他の流動資産の増減額(は増加)	15	108
仕入債務の増減額(は減少)	384	438
未払費用の増減額(は減少)	148	53
その他の流動負債の増減額(は減少)	201	38
その他の固定資産の増減額(は増加)	35	170
その他の固定負債の増減額(は減少)	0	39
その他	437	577
小計	1,341	3,093
利息及び配当金の受取額	295	307
利息の支払額	309	256
法人税等の支払額	2,366	445
法人税等の還付額	24	577
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,014	3,276

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	173	61
無形固定資産の取得による支出	994	482
有価証券の純増減額(は増加)	400	200
投資有価証券の取得による支出	2,931	2,908
投資有価証券の売却による収入	4,026	5,316
差入保証金の増減額(は増加)	1	91
関係会社株式の売却による収入	20	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	797	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	47	-
その他	8	206
投資活動によるキャッシュ・フロー	307	2,362
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	482	546
長期借入れによる収入	1	-
長期借入金の返済による支出	295	60
リース債務の返済による支出	183	153
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	701	682
非支配株主への配当金の支払額	16	11
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	518	856
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,196	2,310
現金及び現金同等物に係る換算差額	25	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,878	3,336
現金及び現金同等物の期首残高	11,268	8,389
現金及び現金同等物の期末残高	8,389	11,725



## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社シーエーシー

株式会社アークシステム

株式会社シーエーシーナレッジ

株式会社CACオルビス

株式会社CACマルハニチロシステムズ

株式会社きざしカンパニー

株式会社CACクロア

CAC AMERICA CORPORATION

CAC EUROPE LIMITED

希亜思(上海)信息技术有限公司

CAC India Private Limited

Inspirisys Solutions Limited

Inspirisys Solutions Limitedの子会社であったNetwork programs (Japan), Inc. (本社: 米国) は、当連結会計年度中に解散したため、連結の範囲から除外しております。

Accel Frontline Limitedは、Inspirisys Solutions Limitedに商号変更しております。

## (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

CAC Venture Capital Management, Inc.

Fenox Venture Company XI, L.P.

CAC CAPITAL株式会社

CAC CAPITAL投資事業有限責任組合

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称

シーイーエヌソリューションズ株式会社

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

## 会社等の名称

## 非連結子会社

CAC Venture Capital Management, Inc.

Fenox Venture Company XI, L.P.

CAC CAPITAL株式会社

CAC CAPITAL投資事業有限責任組合

## 関連会社

株式会社エムハート

## 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、連結純損益及び連結利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Inspirisys Solutions Limited及び同社子会社6社	3月31日 (注)

(注) 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## (セグメント情報)

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、業務執行の意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に国内外におけるITサービス事業及び国内における医薬品開発支援サービス事業を展開しております。したがって、当社グループは「国内IT」、「海外IT」及び「CRO」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの内容は以下のとおりであります。

- ・国内IT                    国内子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、人事BPOサービスなどの提供
- ・海外IT                    海外子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、保守サービスなどの提供
- ・CRO                        製薬企業が医薬品開発時に行う治験業務(臨床開発)や製造販売後の業務の受託・代行サービスの提供

なお、当連結会計年度より、当期を初年度とする新中期経営戦略を策定し、目標や施策、事業評価の管理区分を変更したことに伴い、報告セグメントを従来の「システム構築サービス」、「システム運用管理サービス」及び「BPO/BTOサービス」の3区分から、「国内IT」、「海外IT」及び「CRO」の3区分に変更しております。

前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	国内IT	海外IT	CRO	計		
売上高						
外部顧客への売上高	30,323	11,743	11,201	53,268	-	53,268
セグメント間の内部 売上高又は振替高	429	1,631	6	2,067	2,067	-
計	30,752	13,375	11,208	55,336	2,067	53,268
セグメント利益 又は損失( )	1,022	600	277	698	-	698
セグメント資産	15,604	7,454	5,113	28,172	25,953	54,125
その他の項目						
減価償却費	490	249	81	820	-	820
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	750	212	203	1,166	1	1,168

(注) 1. セグメント資産の調整額25,953百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社が有する資産であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1百万円は、各報告セグメントに配分していない当社の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失( )の合計額と連結損益計算書の営業利益は一致しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1、2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	国内IT	海外IT	CRO	計		
売上高						
外部顧客への売上高	29,623	9,280	11,002	49,906	-	49,906
セグメント間の内部 売上高又は振替高	273	1,573	5	1,852	1,852	-
計	29,896	10,853	11,008	51,758	1,852	49,906
セグメント利益 又は損失( )	1,041	308	693	1,426	-	1,426
セグメント資産	12,480	5,712	5,267	23,460	23,715	47,176
その他の項目						
減価償却費	583	115	67	766	-	766
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	345	35	151	532	10	543

(注) 1. セグメント資産の調整額23,715百万円は各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に当社が有する資産であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10百万円は、各報告セグメントに配分していない当社の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失( )の合計額と連結損益計算書の営業利益は一致しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	1,720円38銭	1,527円13銭
1株当たり当期純利益金額	59円69銭	71円57銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,100	1,319
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,100	1,319
普通株式の期中平均株式数(株)	18,435,257	18,435,256

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第52期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第53期第3四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月28日

株式会社CAC Holdings

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐	川	聡
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	本	浩	巳
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹	神	祐	也
--------------------	-------	---	---	---	---

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CAC Holdingsの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAC Holdings及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CAC Holdingsの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社CAC Holdingsが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

株式会社CAC Holdings

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐	川	聡	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤	本	浩	巳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹	神	祐	也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CAC Holdingsの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAC Holdingsの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月8日

株式会社CAC Holdings

取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樹 神 祐 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CAC Holdingsの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CAC Holdings及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。